



SAP

Monthly Letter Apr,2016

派遣業界ニュース

SAP Solution and Partners consulting
株式会社 ソリューション アンド パートナーズ

全国 TEL:052-385-2884
対応 FAX:052-385-2920



○常時雇用・常時雇用以外、業務別派遣労働者数の内訳(H27. 6.1現在)(総数約134万人)

政令業務 ※通訳、秘書、機械設計の業務等 (54万人)	40万人	15万人
製造業務 (30万人)	19万人	11万人
上記以外の業務 ※一般事務、営業、販売、倉庫・運搬関連、イベント・キャンペーン関連の業務等 (49万人)	26万人	23万人
	常時雇用される労働者(85万人)	常時雇用される労働者以外の労働者(49万人)

※1万人未満の数値を四捨五入しているため、合計数が合わない箇所がある
 (出典)平成27年6月1日現在の派遣事業報告における、平成27年6月1日時点の労働者数



SAP Monthly Letter Apr,2016

派遣業界ニュース

SAP Solution and Partners consulting
株式会社 ソリューション アンド パートナーズ

全国 TEL:052-385-2884
対応 FAX:052-385-2920

昨年6月、派遣労働者134万人 7年ぶり増加

厚生労働省は31日、2015年6月1日時点での派遣労働者数は前年同時期よりも6・7%増え、約134万人だったと発表した。近年は減少傾向だったが、08年以来7年ぶりに増加した。厚労省の担当者は「景気の回復に伴って仕事が増え、企業による派遣の利用が活発になったとみられる」と分析している。

通訳や機械設計などの専門業務で働く人は10・6%増の約54万人。製造業務は11・1%増の約30万人、事務や営業といったその他の業務は0・4%増の49万人だった。

(共同通信)

「残業80時間」監視強化 厚労省が対策班設置 全国の労働局と連携

日本経済新聞

塩崎恭久厚生労働相は1日、1カ月の残業が100時間に達した場合に行っている労働基準監督署の立ち入り調査について「80時間を超える残業のある事業所に対象を広げる」と表明した。各地の労働局と連携する対策班を厚労省にもうけ、長時間労働を減らすよう監視を強める。

80時間を超える残業をしている従業員が、1人でもいると疑われると対象になる。厚労省によると年約2万の事業所が監視の対象になるという。昨年の2倍に達する。

企業の本社への監督指導体制も強化する。厚労省は昨年、従業員に過酷な労働を強いるブラック企業対策として「過重労働撲滅特別対策班」を東京と大阪に置いた。塩崎厚労相は「今後、本省に司令塔を置く」として、省内に6人体制の対策班を新たにもうけた。全47の労働局には長時間労働を監視し、改善を指導する特別監督監理官を1人ずつ配置した。塩崎厚労相は「長時間労働の是正に向け、法律の執行強化もやれることはただちにやる」と強調した。

労働基準法では1日の労働時間を原則8時間と定めている。残業については厚労省は月45時間までにとどめるよう企業に求めているが罰則はない。特別条項付きの協定を労使で結べば、45時間を超えた残業もできる。専門家などからは「労働時間を際限なくのばせるのはおかしい」と疑問視する指摘があがっていた。

従業員の残業時間に上限で80時間の新たな規制を設ける方針について、経団連の榊原定征会長は「長時間労働は企業の生産性向上の阻害要因だ」として会員企業に一段の改革を進めるよう求めるという。ただ人手不足の問題を抱える現場の受け止めは微妙だ。衣料品専門店チェーンの幹部は「従業員を増やして残業時間全体の平均を抑えるのは難しい。80時間を超える分は申告しない『隠れ残業』が増えるのでは」と懸念する。



SAP Monthly Letter Apr,2016

派遣業界ニュース

SAP Solution and Partners consulting
株式会社 ソリューション アンド パートナーズ

全国 TEL:052-385-2884
対応 FAX:052-385-2920

賃上げの波、非正規にも 派遣大手が3~5%要請

日本経済新聞

賃上げの動きが非正規従業員にも及び始めた。人材派遣大手のテンプスタッフやパソナグループは料金を現在より3~5%引き上げる交渉を顧客企業と始めた。パートタイム労働者の時給引き上げの動きも広がっている。脱デフレを目指す政府の要請もあり、業績好調な大企業を中心に正社員のベースアップ(ベア)を含む賃上げを容認する動きが出ている。雇用形態を超えた賃金上昇につながる可能性がある。

派遣社員やパート労働者など非正規従業員は雇用労働者の40%弱(約1900万人)を占める。正社員より消費性向が高いとされる非正規従業員の賃金が年1%上昇すると、年間で1300億円もの個人消費を押し上げるという試算もある。消費増税による消費の冷え込みを抑える効果も期待できることから、景気の先行きを探るうえで注目されている。

正社員の賃上げは労使で交渉するが、派遣従業員の場合は派遣会社が顧客企業に請求する料金で決まる。テンプスタッフは派遣従業員の時給ベースで4月から、3~5%の上乗せを目指す。顧客に一斉に要請するのは8年ぶり。パソナグループのパソナテック(東京・千代田)も5年ぶりに3%の引き上げを求める。テンプスタッフは5万人、パソナは4万人程度の派遣従業員を抱える。

派遣料金が引き上げられれば派遣会社は上昇分の大半を派遣従業員の時給に反映させる。派遣会社の取り分は派遣料金の5%前後。リクルートジョブズ(東京・中央)の調べによると三大都市圏(首都圏、東海、関西)の派遣従業員の平均時給(1月時点)は1521円。仮に時給が3%上がれば派遣従業員の月給は従来より約7千円増える計算になる。

震災復興や東京五輪に向けた建設関連の事務員やスマートフォン(スマホ)の普及に伴うIT(情報技術)分野など幅広い職種で派遣社員の求人が増えている。IT技術者では10%の引き上げにも応じる例もある。1月のIT技術者の時給は1891円と前年同月比で4%上がった。「人手を確保するためには、派遣料金の引き上げもやむを得ない」(IT大手)との声も出ている。

非正規従業員の6割強を占めるパートタイム労働者の時給も上昇。リクルートジョブズによると1月のアルバイト・パートの募集時の平均時給は三大都市圏で前年同月比0.4%増の948円。7カ月連続で前年同月実績を上回った。

11年の東日本大震災後に飲食店や小売店の新規出店が一時減ったことで時給も下がったが、その後は景気回復期待や新規出店が増えたことで時給は上向いている。流通や外食などの労働組合が加盟するUAゼンセンでは、今回の春季労使交渉でパートなど短時間従業員について時給引き上げ額を30~45円と前年の20~40円より多く要求する。

国税庁によると、12年の民間企業の正社員の給与平均は年468万円なのに対し、非正規労働者は同168万円と約2.8倍の開きがある。「派遣社員やパート労働者の賃金が年1%上がれば個人消費を年間で1337億円押し上げる効果がある」(第一生命経済研究所の永浜利広首席エコノミスト)という。



SAP Monthly Letter Apr,2016

派遣業界ニュース

SAP Solution and Partners consulting
株式会社 ソリューション アンド パートナーズ

全国 TEL:052-385-2884
対応 FAX:052-385-2920

残業80時間で立ち入り調査 対象、300万人に拡大 政府、長時間労働の抑制狙う

2016/3/24 日経新聞

政府は長時間労働に歯止めをかけるため企業への指導を強める。1カ月の残業が100時間に達した場合に行う労働基準監督署の立ち入り調査について、基準を月80時間まで引き下げる方向だ。労働基準法違反があれば是正勧告などの措置をとる。労働の生産性を高めて長時間労働を減らすことで、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整える狙いだ。ただ目先は企業にとって負担となる可能性もある。

政府が25日に開く一億総活躍国民会議で、長時間労働抑制の具体策として示す。5月にまとめる「ニッポン一億総活躍プラン」の働き方改革の柱の一つとして盛り込み、年内にも指導を強める。20万超の事業所が対象になる見通しだ。

立ち入り調査の対象となるのは、80時間を超える残業をしている従業員が1人でもいると疑われる企業。実際は労基署の監督官の数が限られるため従業員による通報などを通じて悪質な企業を把握し、重点調査する。

これまでは従業員の残業が月100時間を超えると心臓疾患などのリスクが高まるとの医学的な根拠に基づき企業を立ち入り調査してきた。今後は基準を厳しくし、80時間を超える残業があった企業を立ち入り調査の対象とする。これだけの時間の残業が何カ月も続くと、やはり心臓疾患などにつながるの見方からだ。

調査の結果、違法な時間外労働や残業代の未払いなどの労働基準法違反が見つかった場合は是正勧告し、企業に違反行為を改めるよう求める。違反がなくても勤務時間を極力短くするため労働時間の記録など対策を徹底するよう指導する。

法律違反が見つかり、労基署が是正勧告しても改善しない企業は労基法違反で書類送検する。2015年には靴の販売店「ABCマート」を運営するエービーシー・マートが書類送検された例がある。

15年の労働力調査によると全国の常勤労働者の数は約5000万人。このうち100時間超の残業をしている人は少なくとも約110万人いる。80時間以上の人は約300万人で、今回の指導強化で調査対象となる働き手は2.7倍になる。

各労基署の陣容にもよるが、今後立ち入り調査の件数は増える見通し。厚労省によると、全国の労基署による14年の定期的な立ち入り調査は12万9881件。このうち7割で何らかの法違反が見つかった。最も多かったのが違法残業など労働時間に関する違反だ。

労基法では労働時間を原則1日8時間と定めている。企業が従業員に残業を命じる場合、労働時間の超過理由を事前に明示した「36協定」を労使で結ばなければならない。厚生労働省は協定を結んだ場合でも、残業時間は月45時間までにするよう求めている。

ただ「36協定」の特別条項付協定を結べば、月45時間以上の残業は可能だ。専門家からは「労働時間を際限なく延ばすことができちゃう」との声があがっており、指導を強めることにした。法改正による規制強化などは見送る。

指導強化で企業によっては長時間労働を減らすため、新たに社員を雇用するなどの対応が必要になる。産業界では人件費の増加を懸念する声も強まりそうだ。

政府は企業への指導を強める一方、法改正を伴う制度変更は当面見送る。国会に残業代を割り増しする労基法の改正案が提出されており、政府内で新たな法改正の議論が進めば審議に混乱をきたすとの判断からだ。